

< 市町村の防災担当者等向け >

# 近畿管内における 臨時災害放送局 開設の手引き

(第2版)

令和6年3月  
近畿総合通信局

## 目 次

1	臨時災害放送局とは	1
2	臨時災害放送局の免許申請等	3
3	臨時災害放送局の開設・運用に必要なもの	4
4	よくある質問（FAQ）	6
参考資料 1	臨時災害放送局関係法令（抜粋）	11
参考資料 2	臨時災害放送局用の設備の配備	13

### 手段特性×地域特性で導入を検討ください

地形・形状	沿岸部、山間部、平野部、都市部、木造密集住宅地 他
災害リスク	津波、河川・土砂災害、大規模災害、帰宅困難 他
人の動態	高齢者多、観光客多、外国人多、昼間人口多 他
情報環境	防災無線未整備、地域メディア有無、難視聴、電波逼迫 他

- ・現状の譲歩伝達システムでの対応が弱いポイントはどこか？
- ・地域で最も備えるべき災害リスクとは何か？
- ・費用対効果鑑み、付加して効果的なシステムは何か？

※ この手引きは、市町村の防災担当者等向けに臨時災害放送局の開設手順等について解説したものです。

※ その他、ご不明な点、お困りございましたら、まずは近畿総合通信局放送課にご相談ください。

#### <開設連絡・相談先>

近畿総合通信局 放送課

〒540-8795

大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第一号館

TEL：06-6942-8465又は8566（平日8:30～17:15）

080-1470-1260（上記以外）

メール：[onsei-kinki@ml.soumu.go.jp](mailto:onsei-kinki@ml.soumu.go.jp)

※庁舎被災等により近畿総合通信局が対応出来ない場合

総務省 情報流通行政局 地上放送課

TEL：03-5253-5793

## 1 臨時災害放送局とは

### ① 制度について

臨時災害放送局とは、暴風、豪雨、洪水、地震、大規模な火事その他による災害が発生した場合に、その被害の軽減に役立つよう、被災地の地方公共団体等（災害対策放送を行うのに適した団体）が開設する臨時かつ一時の目的のためのFM放送局\*のことで

す。なお、臨時災害放送局の放送番組は「被災地における被災者への支援及び救援活動等の円滑な実施を確保するために必要な範囲内のもの」と定められています。

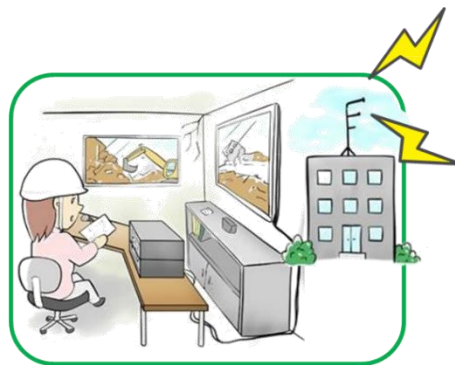
#### 《臨時災害放送局の概要》

免許主体	被災地の地方公共団体等(災害対策放送を行うのに適した団体)
周波数	FM放送の周波数(76.1MHz~94.9MHzのうち割り当て可能な周波数)
空中線電力	必要な範囲
放送対象地域	災害対策に必要な地域の範囲
免許の期間	被災地における災害対策が進展し、被災者の日常生活が安定するまでに必要と認められる期間
免許の方法	電話等により口頭で申請し、免許を受けることが可能(臨機の措置) ⇒後日、正式に申請書類を提出することが必要

申請書類は、総務省ホームページの以下のサイトからダウンロードできます。

- ・「電波利用ホームページ」 <https://www.tele.soumu.go.jp/j/download/proc/index.htm>
- ・「地上基幹放送局の免許手続等に関する」情報提供ポータルサイト」  
[http://www.soumu.go.jp/menu\\_seisaku/ictseisaku/housou\\_suishin/122831.html](http://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/housou_suishin/122831.html)

※ 阪神・淡路大震災の経験等を踏まえて平成7年(1995年)2月に制度化。東日本大震災の際には多くの臨時災害放送局が開設され、被災地の住民へのきめ細かい情報伝達手段として活用されました。平成28年の熊本地震や平成29年九州北部豪雨、平成30年7月豪雨(広島県)の際もそれぞれ開設されています。



**臨時災害放送局**  
FM放送で情報発信

## ② 開設の方法

臨時災害放送局を開設するには、大きく分けて2つのタイプがあります。

### (1) 「新規型」：放送設備等を確保し、新規に開設する場合

- ・当該地域にコミュニティ放送局がない場合、又は、協力が得られない場合は市町村が自ら放送設備等を確保し、放送局を開設します。
  - ≫ 当該地域で周波数が逼迫している場合など、周波数の割当てが困難な場合は、臨時災害放送局を開設できないこともあります。

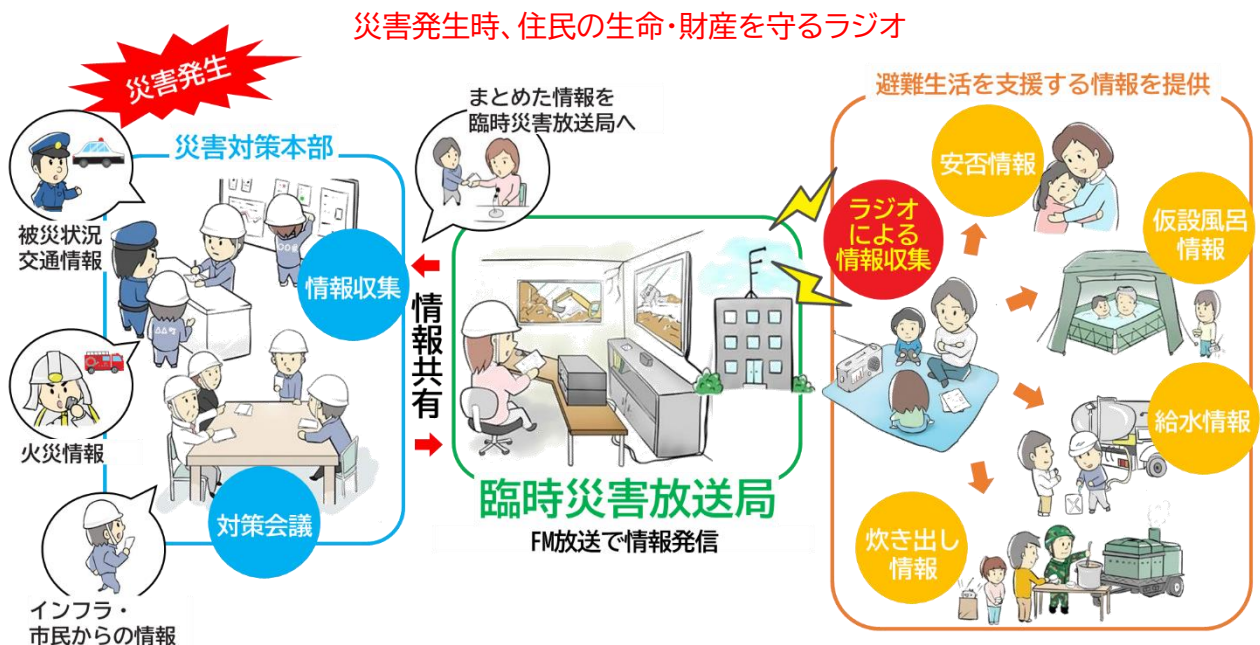
### (2) 「移行型」：既存のコミュニティ放送局の設備等を利用する場合

- ・当該地域にあるコミュニティ放送局の協力を得て、その放送設備等を利用し市町村が新たに放送局の免許を取得し、臨時災害放送局を開設します。
  - ≫ 周波数はコミュニティ放送局のものを使用します。
  - ≫ 臨時災害放送の放送中は、コミュニティ放送局の運用(放送)は一旦休止します。
  - ≫ 運用方法については、あらかじめ市町村とコミュニティ放送事業者の間で協議を行います。(期間で区切る/時間帯で分ける等)
  - ≫ 平時からの連携、協定書の締結(見直し更新)が重要となります。

<既存のコミュニティ放送局を利用するメリット>

- ・早期開設が可能である
- ・周波数が確保されており、FM放送が既に住民に知られている

## 《臨時災害放送局の活用イメージ》



## 2 臨時災害放送局の免許申請等

臨時災害放送局を開設するためには、電波法に基づく申請手続を近畿総合通信局（放送課）に対して行い、放送局の免許を受ける必要がありますが、災害時には、平時での免許申請（書面申請又は電子申請）によらず、「臨機の措置」として電話等の迅速な方法で申請し、免許を受けることができます。

なお、これより免許を受けた場合には、後日、申請書類により正式に申請を行って頂きます。また、災害復旧等により臨時災害放送局の役割を終えた際には、速やかに開設した無線局の廃止届の提出が必要となります。

開設に係る手続等について事前に近畿総合通信局に相談していただくことで、臨時災害放送局の開設に係る時間を短縮することも可能です。

### ≪申請の手順≫

- ① 電話等により、近畿総合通信局 に連絡  
⇒ 臨時災害放送局の開設にかかる申請事項を伝達



#### 【申請事項】

①申請者名	地方公共団体等(例:〇〇市)
②スタジオ(演奏所)の設置場所 送信所の設置場所	例:〇〇市役所 ○階会議室 例:〇〇市役所の屋上(海拔高、緯度経度)
③想定する放送エリア	被災エリア等カバーしたいエリア ⇒災害対策に必要な地域の範囲内
④希望する周波数	76.1MHzから94.9MHzまでの100kHz間隔の1波※1
⑤空中線電力及びアンテナの種別	エリア確保に必要な範囲※1
⑥想定する運用期間	開設申請の時点で想定される期間(原則1年以内)
⑦使用する臨時災害放送局用設備	臨時災害放送局用設備の貸与希望の有無 (設備の諸元情報)
⑧無線従事者の配置状況	資格情報及び員数※2
⑨連絡担当者の氏名及び連絡先	地方公共団体等で近畿総合通信局とのやりとりを行う責任者
⑩その他要望事項	

※1 「新規型」については、申請をいただいた後に近畿総合通信局で詳細な検討を行います。既存のFM放送局、先行する臨時災害放送局が運用されて周波数が逼迫している場合など、周波数の割当てに時間を要する場合や割当てが出来ない場合があります。

※2 無線従事者の確保が困難な場合は、近畿総合通信局にご相談ください。

- ② 近畿総合通信局 が口頭で免許 **(臨機の措置)**  
⇒ 必要な事項の審査が終了次第、速やかに口頭により免許する旨を連絡します。

必要に応じて、  
臨時災害放送局用設備を貸付

- ③ 臨時災害放送局の開設

- ④ 後日、正式な申請書類を提出  
(無線局免許申請書、無線局事項書、工事設計書)



- ⑤ 役割の終了による廃止届の提出

### 3 臨時災害放送局の開設・運用に必要なもの

地方公共団体等が臨時災害放送局を新たに開設する場合は、以下のような点に留意し、準備を行う必要があります。

#### ① 放送設備（送信機、送信アンテナ、ミキサー、マイク等）の確保

臨時災害放送局用の放送設備として、送信機、送信アンテナ、音声ミキサー、マイク等を確保してください。

##### ○ 放送設備の確保方法

- ① 既存コミュニティ放送の設備を使用する【移行型】
- ② 総務省（総合通信局）から借受ける（無償）
- ③ 放送機器メーカー、放送局等から借受ける（有償／無償）  
→JCBA（日本コミュニティ放送協会）、NPO法人日本地域放送支援機構など
- ④ 自治体において購入・保有している機器を使用

臨時災害放送局には通常の超短波放送（FM）用設備が利用可能であり、国内外でいくつかのメーカーが製造しています。ただし、通常は受注生産である場合が多く、入手までに時間を要することが多いため、計画的に確保することや、他者から借受けることなど事前の検討が必要です。

総務省では、すべての総合通信局等に臨時災害放送局用設備を2式ずつ配備（合計22式）しており、臨時災害放送局を開設する地方公共団体等は、当該設備の無償貸与を受けることができます。臨時災害放送局を開設する地方公共団体等で、これらの設備の貸付を希望される場合は、近畿総合通信局にご相談ください。

#### 【臨時災害放送局用設備の例】



左：音声調整装置

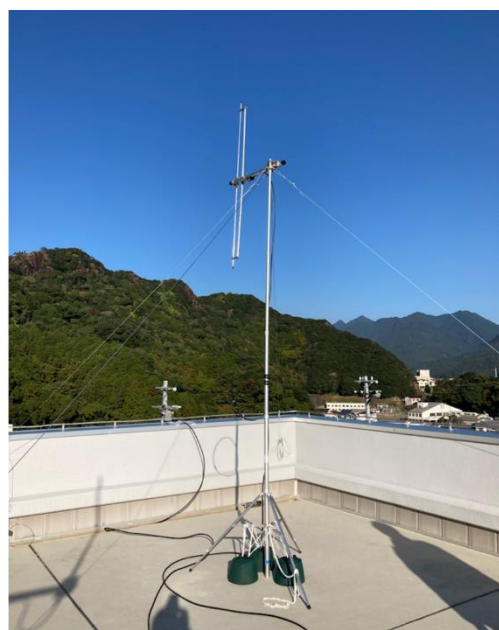
右：送信部



電源ドラム



給電線（同軸ケーブル）20m



ダイポールアンテナ（伸縮マスト）

## ② 放送を行うスタジオ（演奏所）と電波を発射する送信所の確保

スタジオ（演奏所）は、災害情報の集約等の観点からも災害対策本部が設置される地方公共団体の施設に設置することが効率的であると考えられます。送信所は、行政区域全域をカバーできる場所、放送を継続的・安定的に行うことができる場所を確保することが望めます。被災した住民に対し、どのような情報を届けるのかを想定し、スタジオ（演奏所）、送信機、空中線の設置場所を検討することが必要です。

⇒ これらについて、同一建物に設置する方が管理・運営は行いやすいと考えます。また、エリアシミュレーションや電波伝搬調査（フィールド調査）を実施することにより、当該市町村内のどの程度の範囲で臨時災害放送局の放送を聴取することが可能か確認することができますので、近畿総合通信局にご相談ください。

事前検討結果に基づき、現地の複数地点で実験試験局による電波伝搬調査を実施。出力の違いや指向特性の異なるアンテナ等を用いて効率的な伝搬方法を調査します。



## ③ 臨時災害放送局用設備の設置

送信アンテナ等の設置作業は危険を伴うことがありますので、委託業者や専門家の指導の下で行うようにしてください。また、法令上、無線設備の操作は資格を有する無線従事者が行うことが必要です。臨時災害放送局の場合は「第2級陸上無線技術士以上の資格<sup>\*</sup>」を有する無線従事者を確保することが必要です。

※ 第1級総合無線通信士、第1級陸上無線技術士、第2級陸上無線技術士

⇒ これら有資格者の確保が難しい場合は、近畿総合通信局にご相談ください。

## ④ 運営スタッフの確保

臨時災害放送局の運営に当たっては、地方公共団体等において、防災や広報の経験がある職員を選定するなど、円滑な運営が可能となるようなスタッフの確保が望まれます。また、職員のみでの対応では運営が難しい場合もありますので、平時から、臨時災害放送局の開設・運営を想定し、運営体制や地域の協力体制の確保を検討しておくことも必要です。

例) ・放送編成責任者・放送担当者（アナウンサー等）・技術担当者（音響関係等）

※ 運営に係る詳細は別冊の「臨時災害放送局運用の手引き」を参照ください。

## 4 よくある質問 (FAQ)

### 【 臨時災害放送局 】

問1 臨時災害放送局とはどのようなものですか。

(答)

臨時災害放送局とは、暴風、豪雨、洪水、地震、大規模な火事その他による災害が発生した場合に、その被害を軽減するために、被災地の地方公共団体等（災害対策放送を行うのに適した団体）が開設する臨時かつ一時の目的のためのFM放送局のことです。

なお、災害対策放送を行うのに適した団体の事例として地方公共団体の他、「NPO法人」「社会福祉協議会」等があります。

問2 臨時災害放送局はいつから開設できるのですか。

(答)

臨時災害放送局は、暴風、豪雨、洪水、地震、大規模な火事その他による災害が発生した場合に、その被害を軽減するために役立つことを目的とするものでなくてはならないこととされています。

このため、原則として、被害発生後に開設することが基本となりますが、被害発生前であっても、数日以内に被害が発生する蓋然性があるような場合（例えば、警報が発令された場合や住民の避難を要する場合）等には、開設することができます。

ただし、臨時災害放送局として使用できる周波数は限られているため、真に臨時災害放送局を必要とする地方公共団体等に支障が出ないよう、被害発生前の開設は極めて限定的に認めることとし、また被害が発生しなかった場合には速やかに廃止をしていただくこととなります。

問3 臨時災害放送局はいつまで継続できるのですか。

(答)

臨時災害放送局の開設期間は、基本的には「被災地における災害対策が進展し、被災者の日常生活が安定するまでに必要と認められる期間」としてしています。このため、地方公共団体等が、応急仮設住宅の解消状況、被災者への情報伝達手段の確保状況等を勘案し、開設期間を判断していただきます。

臨時災害放送局の廃止の手続きは、免許を受けた地方公共団体等が行います。

問4 発災後に相当の期間が経過している場合でも、臨時災害放送局を申請できますか。

(答)

臨時災害放送局を開設する必要がある場合には、可能です。

例えば、仮設住宅に相当数の避難世帯が生活している場合に、その避難世帯へのきめ細かな情報提供として臨時災害放送局による広報(伝達手段の確保)等が考えられます。



## 【 開設の手続き 】

問5 臨時災害放送局を開設する場合は、どのような手続きが必要ですか。

(答)

臨時災害放送局の開設を希望する場合は、近畿総合通信局までご連絡ください（既に放送設備等（送信機、アンテナ、マイク等）が調達できている場合は、使用できる周波数、空中線電力（送信出力）の範囲やアンテナの種別、アンテナや送信機等の設置場所、無線従事者の配置状況等を連絡してください。）。

近畿総合通信局では、連絡のあった情報を元に臨時災害放送局の開設の可否を判断し、開設可能な場合は、周波数、空中線電力、呼出名称（識別信号）等を電話でご連絡しますので、連絡内容に基づいて、放送設備等を設置・調整し、臨時災害放送局を開設してください。

なお、開設した臨時災害放送局については、後日、書面による申請手続を行ってください。

問6 「臨機の措置」で免許を受けた後、書面による手続はいつまでに行えばよいですか。

(答)

できるだけ速やかに書面による申請手続を行ってください。

問7 周波数の割当ては可能ですか。

(答)

近畿総合通信局では割当てが可能な周波数を平時から検討していますが、臨時災害放送局の送信諸元や置局条件が確定していないことから、開設を希望する地域の周辺で、既存の広域・県域FM放送局やコミュニティ放送局、さらには先行する臨時災害放送局が運用されて周波数が逼迫している場合など、周波数の割当てに時間を要する場合や割当てができない場合があります。

このようなときは、地元又は周辺の既存の放送局の協力を得て、被災者等への適切な情報を提供する方法を考えていただきます。

問8 免許申請手数料、検査手数料は免除されますか。

(答)

地震等による被害の発生を防止し、又は軽減するための臨時災害放送局と認められる場合は、電波法第103条第2項の規定により手数料等は免除されます。

問9 電波利用料は、免除されますか。

(答)

地震等による被害の発生を防止し、又は軽減するための臨時災害放送局と認められる場合は、電波法第103条の2第14項の規定により電波利用料の適用除外となります。

問10 他の地方公共団体等と共同で臨時災害放送局を開設して運用することはできますか。（スタジオ（演奏所）を一つにできますか。）

(答)

複数の地方公共団体等が共同で開設することは可能ですが、それぞれの被災者等に対して適切な情報提供を行うことができるように運営できる体制等の調整が必要です。

問11 臨時災害放送局を一旦廃止した後に再び開設することや、当初決めた期限を延長して運用することはできますか。

(答)

臨時災害放送局は、有効期間の満了日をもってその免許は失効しますが、期限の延長や失効後・廃止後に再び開設することは可能です。

免許期間の延長を希望する場合は、免許期間が満了する前に電波法令に基づく手続きを行う必要がありますので、近畿総合通信局まで早めにご相談ください。

### 【 機材準備 】

問12 あらかじめ機材を準備しておくことは可能ですか。

(答)

迅速に開設できるよう事前準備しておくことは望ましいことです。ただし、免許を受けずに電波を発射することのないよう適切に管理してください。

### 【 運用 】 ※ 運営に係る詳細は別冊の「臨時災害放送局運用の手引き」も参照ください。

問13 既存のコミュニティ放送局とその設備を使用する臨時災害放送局を開設、運用することはできますか。

(答)

開設は可能ですが、既存のコミュニティ放送局と臨時災害放送局の運用については、それぞれが放送する時間、役割、責任、管理など明確に区分して行ってください。

なお、コミュニティ放送局とは異なり、臨時災害放送局の場合は「第2級陸上無線技術士」以上の資格を有する無線従事者を確保することが必要ですので、留意してください。

問14 臨時災害放送局の開設、運営は、地方公共団体等の防災、広報広聴、住民、情報のいずれの部署が担当となってもよいですか。

(答)

いずれの部署でも構いません。ただし、事前に担当部署を決め、近畿総合通信局への連絡体制を確認するとともに、開設や運用の手順を定めておいてください。

問15 臨時災害放送局の運営をNPO法人やボランティア団体などに委託する場合、地方公共団体等はどのように放送に関わればよいのでしょうか。

(答)

臨時災害放送局の運用については、臨時災害放送局の免許を受けた地方公共団体等からNPO法人やボランティア団体に業務を委託することは可能です。

また、アナウンサー、設備の調整管理（技術者）等、様々な経験、技能を有する人に業務の一部を委嘱することも可能です。

免許を受けた地方公共団体等には、電波法令や放送法令など関係法令を遵守する義務があります。このため、当該地方公共団体等の担当者は、放送の実施状況、放送内容などを把握し、放送局を管理することが必要です。

特に、臨時災害放送局が他の無線局に対して混信を生じさせないことや、聴取者の意見に対して適切に対応すること等に留意してください。

問16 地方公共団体等から臨時災害放送局の運営を委託されたNPO法人等は、放送する内容について当該地方公共団体等の了解を得なくてはならないのですか。

(答)

臨時災害放送局の放送内容については、臨時災害放送局の免許を受けた地方公共団体等が責任を持つこととなりますので、当該地方公共団体等と相談をして、放送内容を決めてください。

問17 放送する内容は、「市区町村からのお知らせ」に限られるのですか。

(答)

放送する内容は、「市区町村からのお知らせ」だけに限定されているわけではありません。

物資配給情報、給水情報、ライフライン復旧情報、気象情報など災害に直接関連する情報を提供する放送に加えて、音楽など被災した住民の精神的な被害を軽減するのに役立つ放送を行うことも可能です。

ただし、「市区町村からのお知らせ」以外の放送を行う際には、著作権処理など、電波法令や放送法令以外の法令にも違反しないよう、留意してください。

問18 「市区町村からのお知らせ」などを放送する時間以外の時間に、既存のFM放送局やAM放送局と同じ内容の放送（サイマル放送）をしてもよいのでしょうか。

(答)

被災地においては、災害に直接関連する情報だけではなく、精神的な疲労緩和のために、娯楽・教養など災害に直接関連しない情報が必要な場合もあると考えられることから、臨時災害放送局の放送の一部の時間帯で、既存のFM放送局やAM放送局と同じ内容の放送（サイマル放送）が行われることをもって、直ちに臨時災害放送局の目的を逸脱している、というわけではありません。

具体的な放送内容については、臨時災害放送局が災害の被害を軽減することを目的とする場合にその開設が認められるものであることを踏まえ、免許人である地方公共団体等において、被災地の状況や住民の反応なども十分に勘案し、判断していただくこととなります。

なお、既存のFM放送局やAM放送局と同じ内容の放送を行う場合、著作権処理など、電波法令や放送法令以外の法令にも違反しないよう、留意してください。

問19 コマーシャルは放送できますか。

(答)

放送することは可能ですが、臨時災害放送局は災害対策放送を行うことが原則であり、

コマーシャルはあくまでも例外的なものと考えています。実施に当たっては、被災地の状況や住民の反応などを十分に勘案し、免許人である地方公共団体等において判断してください。

問20 臨時災害放送局の免許の有効期間を最大5年間とすることはできるのですか。

(答)

臨時災害放送局は、「臨時かつ一時」の目的の放送局ですから、その必要性（被害の軽減に役立つ）があると客観的に認められる期間になります。一般的には、1年を超えるような有効期間の免許は認めていません。

問21 臨時災害放送局は、毎日放送しないといけないのですか。

(答)

毎日、連続して放送する義務はありませんが、被災地の聴取者の利便性を考えて適切な放送とすることが重要です。

### 【 混信 】

問22 開設後に、他の放送局や無線局との混信が分かった場合は、どう対応すればよろしいですか。

(答)

開設後に混信が判明したときは、直ちに免許を受けた近畿総合通信局までご連絡ください。

問23 臨時災害放送局に中継局を追加開設することは認められるのですか。

(答)

既に開設した臨時災害放送局の親局や中継局だけではカバーできない被災地域があるなど、中継局を追加開設するための必要性が認められる場合には、中継局の開設は可能です。

### <参考>

#### アンテナの設置場所と電力の関係と特性

電波の特性は、光の特性に例えると理解しやすくなります。懐中電灯の豆電球の光（電力）が強いほど、懐中電灯の反射板（アンテナ）の円錐角度が狭いほど、光（電波）は遠くに届きます。電力、アンテナの設計は、電波の届く範囲で最低限の諸元となります。

- ・ 同じ電力の場合であって、アンテナ設置位置が高い方が電波は届きやすい。
- ・ 同じ電力の場合であって、アンテナの効率（利得）が良いほど電波は届きやすい。
- ・ アンテナの効率（利得）が良く、高所に設置するほど、電波は遠くに届きやすい。
- ・ アンテナの効率が高く、電力が高くて、途中に山岳等地理的な状況、構造物等の遮蔽により電波は届きにくくなる。

## 臨時災害放送局関係法令（抜粋）

### <放送法（昭和25年法律第132号）>

（番組基準等の規定の適用除外）

第8条 前3条の規定は、経済市況、自然事象及びスポーツに関する時事に関する事項その他総務省令で定める事項のみを放送事項とする放送又は臨時かつ一時の目的（総務省令で定めるものに限る。）のための放送を専ら行う放送事業者には、適用しない。

（災害の場合の放送）

第108条 基幹放送事業者は、国内基幹放送等を行うに当たり、暴風、豪雨、洪水、地震、大規模な火事その他による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、その発生を予防し、又はその被害を軽減するために役立つ放送をするようにしなければならない。

### <電波法（昭和25年法律第131号）>

（手数料の徴収）

第103条

2 地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態(以下この項において「地震等」という。)が発生し、又は発生するおそれがある場合において専ら人命の救助、災害の救援、交通通信の確保若しくは秩序の維持のために必要な通信又は第102条の2第1項各号に掲げる無線通信(当該必要な通信に該当するものを除く。)を行う無線局のうち、当該地震等による被害の発生を防止し、又は軽減するために必要な通信を行う無線局として総務大臣が認めるものであつて、臨時に開設するものについては、前項第1号、第2号、第6号、第8号又は第9号に掲げる者は、同項の規定にかかわらず、手数料を納めることを要しない。

（電波利用料の徴収等）

第103条の2

14 第1項、第2項及び第5項から第12項までの規定は、第27条第1項の規定により免許を受けた無線局の免許人又は前条第2項に規定する無線局(次の各号に掲げる者が専ら当該各号に定める事務の用に供することを目的として開設する無線局(以下この項において「国の機関等が開設する無線局」という。)を除く。)若しくは国の機関等が開設する無線局その他これらに類するものとして政令で定める無線局の免許人等(当該無線局が特定免許等不要局であるときは、当該特定免許等不要局を開設した者)には、当該無線局に関しては適用しない。

### <放送法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第10号）>

（番組基準等の規定の適用除外）

第7条

2 法第8条に規定する臨時かつ一時の目的のための放送(以下「臨時目的放送」という。)は、次の各号に掲げる事項のいずれかを目的とするものでなければならない。

- 一 国又は地方公共団体が主催し、後援し、又は協賛する博覧会その他これに類する催し物の用に供すること。（補足：イベント放送局）
- 二 暴風、豪雨、洪水、地震、大規模な火事その他による災害が発生した場合に、その被害を軽減するために役立つこと。（補足：臨時災害放送局）

<電波法関係審査基準（平成13年総務省訓令第67号）>

別紙2（第5条関係） 無線局の目的別審査基準

第5 放送関係

4 超短波放送局

(3) 臨時災害放送局

臨時災害放送局の審査は、次の基準によるほか、別紙1第2の2の基準により行う。

ア 免許主体としては、被災地の地方公共団体等、災害対策放送を行うのに適した団体であること。

イ 放送対象地域は、災害対策に必要な地域の範囲内であること。

<放送法関係審査基準（平成23年総務省訓令第30号）>

別紙1（第3条関係）

第3条（11）による審査は、関係法令、基幹放送普及計画及び基幹放送用周波数使用計画によるほか、下記の基準によることとする。《21項のみ記載》

21 臨時災害放送を行う地上基幹放送の業務の認定等は、次の基準によるものとする。

(1) 認定等主体としては、被災地の地方公共団体等、災害対策放送を行うのに適した団体であること。

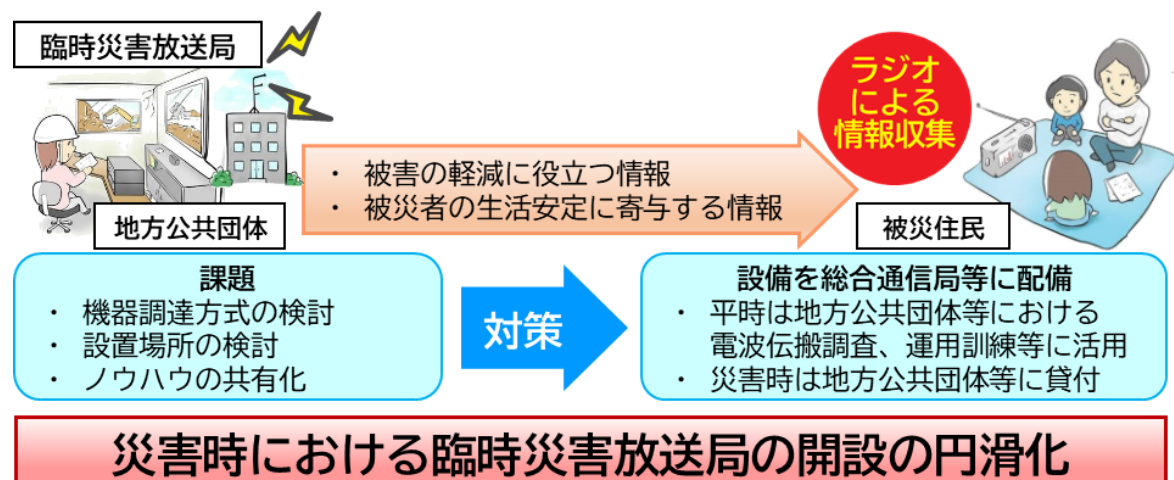
(2) 放送対象地域は、災害対策に必要な地域の範囲内であること。

(3) 放送番組は、被災地における被災者への支援及び救援活動等の円滑な実施を確保するために必要な範囲内のものであること。

## 災害対応のための「臨時災害放送局用設備」の配備

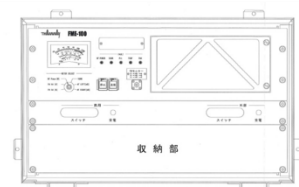
総務省は、災害時における臨時災害放送局の迅速な開設が図られるよう、全国11カ所の総合通信局等に臨時災害放送局用の設備を2式ずつ配備しています。

この設備は、災害時の臨時災害放送局用、平時における地方公共団体等の電波伝搬調査や運用訓練等のために地方公共団体等に貸し出すことができますので、希望される場合は、近畿総合通信局に早めにご連絡ください。



### 【近畿総合通信局に配備されている臨時災害放送局用設備の概要】

	送信部諸元(超短波帯(FM)送信機)
外形重量	幅540mm 高320mm 奥行660mm 重量30kg以下
送信可能周波数	76.1MHz~94.9MHz
送信出力	10W~100W
空中線系	ダイポールアンテナ、3素子八木アンテナ 伸縮マスト(1.3m~4.7m)、同軸ケーブル20m×2 ダミー抵抗等
	音声調整装置諸元
外形重量	幅540mm 高320mm 奥行660mm 重量30kg以下
音声ミキサ	(音声リミッタ付)CDプレーヤー、 USBポート、6chミキシング入力端子
付属装置	マイクロフォン(スタンド付)、ヘッドフォン等





総務省